

受講者
募集!

令和7年度 松浦市市民後見人候補者養成研修

松浦市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、判断能力が十分でない方の生活を市民目線で支援する「市民後見人」の候補者養成研修を開催します。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るために成年後見制度があり、「市民後見人」とはそのような方々に寄り添い、預貯金や不動産などの財産管理や契約の締結または取り消しなどの身上保護を本人に代わって支援する役割を担う人のことです。

日程

<基礎編>令和7年9月9日(火)、16日(火)、30日(火)
<応用編>令和7年10月7日(火)、14日(火)、21日(火)
※全6回 13:00~17:00(ただし、9/9と10/7は12:45~)

日程		内容
基礎編	①9/9	成年後見制度、認知症・障害者等の基礎理解
	②9/16	意思決定支援、高齢者・障害者の虐待被害
	③9/30	高齢者・障害者の消費者被害、対人援助の基礎、日常生活自立支援事業
応用編	①10/7	福祉サービス等の理解
	②10/14	成年後見人等の職務(財産管理・裁判所への報告)
	③10/21	成年後見人等の職務(身上保護)、市民後見人の活動

会場

松浦市役所
長寿介護課相談室

費用

無料

対象

松浦市在住で、権利擁護の
普及推進に興味のある方
※先着10人

内容

成年後見制度の基礎や実務、
市民後見人の概要 など

申込 方法

申込み先まで、お電話でお申し込み下さい。
※申込み期限は8月25日(月)です。



その他

- ・オンラインによる研修会です。
- ・全ての日程を受講した方には、修了証を交付します。
- ・この研修を受講したことで、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。

<申込み・問合せ先>

松浦市長寿介護課 長寿支援係(地域包括支援センター) 担当:高松
〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 電話:(0956)72-1111(代)(内線191)